

令和6年9月5日							
(照会先)							
特定事業部							
特定事業管理グループ長 川合 隆介							
(電話直通 03-6861-8141)							
経営企画部広報室							
広報室長 清野 秀明							
(電話直通 03-6897-8092)							

報道関係者 各位

## 令和7年分の扶養親族等申告書の手続きの開始

○日本年金機構がお支払いしている年金に係る「令和7年分公的年金等の受給者の扶養 親族等申告書」(以下「令和7年分扶養親族等申告書」といいます。)は、<u>令和6年9月</u> <u>5日(木)</u>から電子申請で提出できます。スマートフォンやパソコンから簡単に提出できま すので、ぜひご利用ください。

〇例年お送りしている紙の「令和7年分扶養親族等申告書」については、令和6年9月中 旬から順次、対象のお客様へお送りします。

〇提出期限はいずれも<u>令和6年10月31日(木)</u>です。

1.「令和7年分扶養親族等申告書」の電子申請サービス

「令和7年分扶養親族等申告書」の電子申請は、令和6年9月5日(木)から受付を開始します。

扶養親族等申告書は、マイナポータルからねんきんネットを利用すれば、パソコンやスマ ートフォンから簡単に電子申請で提出できます。電子申請なら、24時間いつでも提出でき ます。さらに扶養親族等申告書を郵送する手間や切手代が不要となります。前年の申告内 容等があらかじめ入力されているため、入力も簡単です。

電子申請の方法について、詳しくは別添1をご覧ください。日本年金機構のホームページの「個人の方の電子申請(扶養親族等申告書)」には、提出方法を説明する 動画も併せて掲載しています。



### 2. 紙の「令和7年分扶養親族等申告書」の送付

(1)送付時期及び件数

送付時期	対象のお客様	件数
	年金額が、以下の金額である老齢年金・	
令和 6 年 9 月 19 日~	退職年金の受給者	約 062 万卅
令和 6 年 10 月 10 日	65 歳未満 <sup>(※)</sup> の方 年間 108 万円以上	₩J 803 万1 <del>1</del>
	65 歳以上 <sup>(※)</sup> の方 年間 158 万円以上	

※ 令和7年12月31日時点の年齢

なお、前年(令和6年)分の扶養親族等申告書を電子申請で提出いただいた方や、事 前にねんきんネットで扶養親族等申告書のペーパーレス化登録をしていただいた方には、 紙の扶養親族等申告書は送付されません。令和6年9月5日(木)から、マイナポータル のお知らせやねんきんネットのお知らせメールでご案内を行います。

(2)送付する書類

送付する書類は、以下の4点です。なお、前年(令和6年)分の扶養親族等申告書を提 出された方へは「継続用」を、提出していない方へは「新規用」をお送りします。

- 「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
   (継続用は別添 2-1、新規用は別添 2-2)
- ②「大切なお知らせ」(継続用・新規用共通 別添 3)
- ③「扶養親族等申告書作成と提出の手引き」【電子申請で提出する場合】 (継続用は別添 4-1、新規用は別添 4-2)<sup>(※)</sup>
  - ※ 旧法老齢年金(昭和61年4月1日以前に受給権が発生した老齢年金)を受給してい る方(旧公社(JR・JT・NTT)及び農林共済の記録が日本年金機構に移管された旧法 退職年金は除く)は電子申請の対象とならないため、同封していません。
- ④「扶養親族等申告書作成と提出の手引き」【紙の申告書を提出する場合】 (継続用は別添 5-1、新規用は別添 5-2)

(3) 扶養親族等申告書の提出方法

紙の扶養親族等申告書の提出方法については、2(2)④の「扶養親族等申告書作成と 提出の手引き」【紙の申告書を提出する場合】と日本年金機構のホームページの「『令和7 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の紙帳票の提出方法」をご覧ください。提 出方法を説明する動画も併せて掲載しています。

電子申請で提出する方は、日本年金機構からお送りする紙の扶養親族等申告書の提 出は必要ありません。 3. 提出に当たっての留意事項

日本年金機構から扶養親族等申告書が送付された方であっても、以下の全てに該当される方は、所得税等の各種控除に該当しないため、提出する必要はありません。

- ・ご本人が障害者またはひとり親(寡婦)に該当しない。
- ・所得税の控除対象となる配偶者または扶養親族<sup>(※1)</sup>がいない。
- ・退職手当を受ける見込みの配偶者または扶養親族<sup>(※2)</sup>がいない。
- ※1 年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。
- ※2 退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の 方に限ります。
- 4. 扶養親族等申告書のお問い合わせは日本年金機構ホームページをご覧ください。
- (1) 扶養親族等申告書相談チャット

扶養親族等申告書に関する一般的なお問い合わせに対話形式により自動で、24 時間 いつでも対応する相談チャットを開設しています。

https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html

(2)日本年金機構ホームページ

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書の提出方法の説明動画、提出方 法の詳細や年間所得の計算方法、Q&A などがご覧いただけます。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\_fuyo.html



(3) 扶養親族等申告書お問い合せダイヤル

(1)および(2)で解決できないお問い合わせは、お電話でも承ります。

扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル 0570-081-240 (ナビダイヤル) 050から始まる電話でおかけになる場合は<u>(東京) 03</u>-6837-9932 お問合せ時間:月曜日 午前8:30~午後7:00

- 火~金曜日 午前 8:30~午後 5:15
- 第2土曜日午前9:30~午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00までお受けします。 ※土日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

以上

### 扶養親族等申告書の電子申請による提出方法

### 1. 電子申請を利用するために必要な手続き

電子申請の手続きを行う前に、以下の設定が必要です。

### ・「署名用電子証明書のパスワード」の設定

#### ・マイナポータルの利用者登録

### ・マイナポータルとねんきんネットの連携

設定方法につきましては、日本年金機構ホームページの「マイナポータルを利用した電子申請(年金の受給)」をご覧ください。

### 2. 扶養親族等申告書の電子申請の手続きの流れ

### (1)電子申請の手続きの際、用意するもの

- ・ご本人のマイナンバーカード
- ・「署名用電子証明書のパスワード」
- ・マイナンバーカードに対応したスマートフォン、またはインターネット環境のあるパソコン
- ・パソコンの場合は、マイナンバーカードの読み取り装置(ICカードリーダライタ)

### (2) マイナポータルとねんきんネットの連携手続き済である場合

- ・機構からマイナポータルへお知らせを送付します。(マイナポータルにメールアドレスを登録している方は、お知らせの到着はメール で通知されます。マイナポータルへのメールアドレスの登録方法は<u>マイナポータル操作マニュアル</u>等をご覧ください。)
- ・マイナポータルのログイン後、トップ画面の「お知らせ」から、お知らせの詳細画面を経由してねんきんネットに連携することで、申告書の入力画面に遷移します。



≡ マイナポータル ↓	1
【日本年金機構からのお 知らせ】(令和X年分) 公的年金等の受給者の扶 養親族等申告書について U###### (Ба2А2+)? I######## I##########################	
お知らせ本文	
中語	I
Pro- N	

2.お知らせ一覧の中で、日本年金機構からの申告書に関するお知らせを選択。

お知らせ内容を確認し、「申請」を選択。→ねんきんネットの申告書の入力画面に遷移します。

### (3)まだ連携手続きをしていない場合

・マイナポータルのマイページのトップ画面の「年金」からねんきんネットに連携することで、申告書の入力画面に遷移します。



### 3. 扶養親族等申告書の電子申請の入力方法

### (1)対象年金の選択



ねんきんネットの申告書の入力画面に遷移すると、申告書の送付対象となる年金が表示されます。申告書の申請 を行う年金を選択し、「作成する」ボタンを押します。

### (2)申告内容の入力 前年分の申告書を提出している方

Ξ. 🕷	ねんきんネット 📴					
0.MM	► 2@85					
346	▶ ③完了					
🥴 申告書の作成						
【前年の中告内容の確認・ 中古内容を確認してください、 今日中古する内容と異なる 中告書の各項目を入力し、副 てください。 中告情報を修正される場合は、 【中告書の内容確認】を押し、	変更内容の入力」を押して、表示される <b>勝年の</b> それは、読ちする項目を営使してください。 他にページ下部の【中告書の内容確認】を押し 読品する項目を修正し、最後にページ下部の てください。					
● 創生の中 ※【一動保存した中西情報を した状態から、入力を再開す。	会内容の確認。変更外容の入力 部分込む1 モドチと、重点マ入力し、一時保存 ることができます。					
-1967	年した中告情報を読み込む					
※【一時保存した申告情報を】 した状態から、入力を再開す。	読み込む】を押すと、直近で入力し、一時保存 ることができます。					
并把情報	+					
*85	Nit-16#/173					
前年の申告内容と変更がないことを確認。または、変更の入力が完了しまし たら、【申告書の内容機図】を押してください。						
•         #2:80%/IR42           •         #2:80%/IR42           •         #2:80%/IR42           •         #2:80%/IR42						

### 1. 前年の申告内容の確認

前年分の申告書を提出している方には、「前年の申告内容の確認・変更内容の入力」ボタンが表示されます。このボ タンを押すと、同じ画面に前年の申告内容が表示されるので、提出する申告内容が前年から変更があるか確認します。

### 2.変更内容の入力

今回の申告内容が前年から変更がない場合、変更入力は行わず、画面の一番下の「申告書の内容確認」を押します。 前年から変更ありで申請する場合は、 該当項目を変更、追加入力して「申告書の内容確認」を押します。

### 対象者情報の削除・追加をする場合



入力した(または前年申告内容にある)配偶者、扶養親族を対象外として削除する場合、対象者欄の下部に ある「配偶者(または扶養親族)情報を削除する」を押します。

扶養親族を新たに追加する場合は、「対象者を追加する」ボタンを押下すると、新たな入力欄が表示されます。

### 入力内容の一時保存をして入力画面から離れる場合



入力途中で作成画面から別の画面に遷移やねんきんネットからログアウトすると、入力内容は破棄されます。 入力内容を保持したまま、作成画面から遷移やログアウトしたい場合は、作成画面の下部にある、「申告情 報を一時保存する」を押します。

その後、作成画面に再度遷移し、「一時保存した申告情報を読み込む」を押すと、入力欄に一時保存した 情報が入力された状態で再開できます。(入力していたマイナンバーは保存されないため、再入力が必要で す。)

### 前年分の申告書を提出していない方



前年分の申告書を提出していない者の場合、「前年の申告内容の確認・変更内容の入力」ボタンは表示されず、 入力欄が表示されています。 必要項目を入力し、画面下部にある「申告書の内容確認」を押します。



#### (3) 申告内容の確認

E 🗟 bA8A895 😅						
2452	> 2#2					
0#6	▶ 687					
KAY SPREAMURE      REAL SPREAMURE      REAL SPREAMURE     REAL SPREAMURE     REAL SPREAMURE     REAL SPREAMURE     REAL SPREAMURE     REAL SPREAMURE     REAL SPREAMURE     REAL SPREAMURE     REAL SPREAMURE     REAL SPREAMURE						
804	45A8					
86	年金 九郎					
801281	0123-456709					
考査コード	1150					
画品 (29)方ナ)	8>4>909					
24/10	\$\$K31#31/\$30(3					
8884	185-2234					
6.5	第9월43回20年代X - X - X					
8369	090-1234-5678					
8.488	2.特別種畫					
88760988	身体障害者手帳 1級 令和6年6月9日交付					
888-02548 0.835L6N						
8.458	9017F1LT					

1. 入力内容(前年から変更なしの場合は前年の内容)が表示されます。(変更入力した項目は色付けされて表示されます。)

	(産) ねんきんネット 🛛 📴
0/11/8	► <mark>2412</mark> ►
3#6	▶ 8克7
🥝 提出する申告	書の内容確認
12.5	0.該当しない
障害手帳の等級等	
他の所得者が控除	を受ける扶養親族等
項目名	中古内容
他の所得者が控除 を受ける扶養親族 等	
	· •
種間が完了しましたら	【中島書を提出する】を押してください。 ○ 中島書を提出する

2. 画面をスクロールして内容を全て確認し、間違いがなければ、「申告書を提出する」ボタンを押します。 間違いがある場合は「申告内容を修正する」を押すと、入力のページに戻ります。

### (4)電子署名の付与と提出の完了

	🏙 ねんきんネット	097701					
CHFAR	► ©1₩10	•					
0 <b>86</b>	▶ ③完了						
<b>6</b> 電子署名の付	15						
マイナンパーカー	ドを使い電子署名を付与する						
注意:提出はまだ完了	していません						
【電子着名を付与する】を押して、 <b>教名用電子採用店パスワード</b> を入力し てください。その後、画面の表示に従ってマイナンパーカードを端末にかざ してください。							
着名用電子証明書/にスワードとは、マイナンバーカードを受け取った際に 利用者理自身が設定した <b>突然す</b> ら〜16桁のパスワードです。(4桁のパス ワードではありませんのでご注意ください。)							
※5回想違えるとロ	ックされてしまうため、ご注意ください。 ② 電子著名を付与する						

1. 年金受給者ご本人のマイナンバーカードと署名用電子証明書のパスワード(英数字6桁~16桁)を用意し、 「電子署名を付与する」を押します。

2.マイナポータルの画面の案内に従って、署名用電子証明書のパスワードを入力、端末に年金受給者ご本人のマイナンバーカードをかざして読み取ります。



これで提出完了となります。
 提出された申告書に基づいて、年金から所得税の源泉徴収を実施し、その結果は翌年1月に送付する源泉徴収票に記載

### 4. 電子申請した扶養親族等申告書の確認と再提出方法

- ・電子申請した扶養親族等申告書の受付状況はマイナポータルで確認できます。
- ・電子申請した扶養親族等申告書の内容の確認、誤りがあった場合の再提出はねんきんネットで実施できます。

#### (1)提出した電子申請の受付状況の確認

提出が完了した申告書の受付等の状況は、マイナポータルで確認することができます(提出されてから確認できるようになるまでタイムラグがあ ります)。マイナポータルにメールアドレスを登録している方は、申請状況が更新されると、メールでお知らせされます。マイナポータルへのメー ルアドレスの登録方法はマイナポータル操作マニュアル等をご覧ください。



≡ マイナポータル	٩
やること	
<ul> <li>第170</li> <li>マイナンバーカードの健康保険証利用</li> <li>NF 2024年01月25日</li> </ul>	,
第八号語 公的年金等の受給者の扶養親族等中告書 同時 2023年96月15日	2
第7 国民年金保険料口座振替納付(変更)中出 書 12年 2023年05月09日	,

- 電子申請により提出した申請書の状況が表示されます。
   表示される状況はそれぞれ以下とおりです。
  - ・「完了」
  - 申請書の処理が全て完了しています。
  - ・「要再申請」

申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。もう一度申請をお願いします。

- ・「処理中」
  - 申請を受け付け、日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。完了になるまでお待ちくだ さい。全ての処理が完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

<ul> <li>         ・ジャン・レックロビンDE ・シスペーションDE ・シスペーションDE ・シューションDE ・ションDE ・シューションDE ・シューションDE ・シューションDE ・シューションDE ・ションDE ・ションDE ・ションDE ・ションDE ・ションDE ・ションDE ・ションDE</li></ul>	<ol> <li>対象の申請書を選択すると、詳細が表示されます。</li> <li>「要再申請」の場合は、詳細画面から再申請画面に進むことができます。</li> </ol>
<ul> <li>再申請が必要です</li> <li>2023年07月27日12時09分更新</li> </ul>	
回中消日時 2023年07月15日16時15分 公申請先總架受付番号 20230713161832A34	
0	
△申請先 日本年金機構 申請作わらの連絡中容	
1 中間元からの運用内容	
● 問い合わせ先	
申譲内容について、不明点があれば年会事務所まで ごご紹ください。	
<ul> <li>管轄事務所名</li> <li>開始的などの問題</li> </ul>	
西東語の手機	
7 000000000000000000000000000000000000	

### (2)申請済み申告書の確認と再申請

申請が完了した申告書の内容を確認する場合は、マイナポータルからねんきんネットのトップページに進みます。

年金	(スマートフォンの場合)
年金記録の確認	1. マイナポータルにログインし、トップページの「年金」を選択し、 遷移後のページ内の「トップページ(ね
ねんさんネットで年金記録を確認する 区	んきんネット)」を選択します。
○ ねんさんネット ちなど知られば、それは込みがは、点 大きな形のもは、それはくの様子も発芽 はやがれよりーとスマト、(日本年 様果)であり、スマートフォ と特徴いつてもどこでも、スマートフォ いかが見たってもどこでも、スマートフォ したプイーン(わんさんかと))の	
<ul> <li>(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)</li></ul>	2. ねんきんネットのトップページの「届書を電子申請する」を選択します。
○ 初先の半金額を 以外する           ○ 初知用を 検認する	
● 編集を 電子中請する	
	3. 「申請済みの届書を確認する」の「確認する」を選択します。
<ul> <li>         ・         ・         ・</li></ul>	
() HETS	
<ul> <li>一</li> <li>一</li> <li>● ねんさんネット</li> <li>● ロンクト</li> <l< th=""><th>4. 「申請済みの届書一覧」で確認する申請を選択し、「照会」を選択します。</th></l<></ul>	4. 「申請済みの届書一覧」で確認する申請を選択し、「照会」を選択します。
重近の申請情報が表示されています。 一定期間を経過した申請情報は表示されません。	⇒申告内容が表示されます。
中議法のの総計一発 1835 1813 中議務5 8, 45	
1         新聞         ●55/年9 公司有意味の 労働物の以展開活躍や発 日           ●5月         ●55/年9 公司有意味の 労働物の以展開活躍や発 日           ●5月         ●55/年9 公司有意味の 労働物の以及用の注意や発 目           ●5月         ●55/年9 公司有意味の 労働物の以及用の注意や発 目           ●51         ●55/年9 公司有意味の 労働物の以及用の 目           ●51         ●55/年9 公司有意味の 労働物の以及用の 目           ●51         ●55/年9 公司有意味の 日           ●51         ●55/年9 公司有意味の 日           ●51         ●55/年9 公司有意味の 日	
· ····································	



5. 提出した申告書の内容に入力誤りがある(※)場合、画面下部の「申告内容を修正し再提出する」を選択す ると、申告書の入力画面に進みます。誤った項目を修正し、再度申告書を提出してください。

※申告書の提出後に扶養状況が変化した場合、申告書を再提出するのではなく、翌年に確定申告をすることに よって所得税を精算してください。

年金 年金記録の確認 4654.59/5年後回年後回7日 日 0 4454.59/5 10 4454.5

(パソコンの場合)

マイナポータルにログイン(※)し、トップページの「年金」を選択し、 遷移後のページ内の「トップページ (ねんきんネット)」を選択します。

※再提出を行うためには、マイナンバーカードの読み取り装置が必要になります。



2. ねんきんネットのトップページの「届書を申請する」を選択します。

Bate Constant and a second secon

3.「届書を申請する」画面の「届書を電子申請する」を選択します。
 ⇒以降の手順はスマートフォンの場合の3.以降と同じです。

【別添2-1】継続用

#### 令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告 0 ※令和7年分扶養親族等申告書をスマートフォン等 で電子申請により提出した場合は、本用紙の提出 前年から「変更なし」で申告します。 ア は不要です。 提出年月日および④受給者欄にご本人の氏名、電話番号を 記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。 提出期限 前年から「変更あり」で申告します。 1 QR 令和6年10月31日 「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない 箇所も含め、該当項目をご確認ください。 99999 99999 9999 提出年月日 令和 年 月 Ξ XX 99999 99999 99999 下記1~3は該当なしの場合は記入不要です。 受給者 本人障害 1.普通障害 2.特別障害 フリガナ ネンキン タロウ 寡婦等 2 2.ひとり親 1.寡婦 氏名 本人の年間所得見積額 (子がいない女性の方) (子がいる方) 500万円以下 電話番号 退職所得を除いた 地方税(個人住民税)控除のみ 所得見積額で 4.寡婦 5.ひとり親 要件に該当 生年月日 昭和 31年 11月 30日 年間所得の見積額が900万円を超える 本人所得 場合は右の欄に〇をしてください。 В 控除対象となる配偶者 源泉控除対象配偶者 4 6 配偶者障害 配偶者の区分 または 該当なしの場合は記入不要 障害者に該当する同一生計配偶者 配偶者の収入が年金のみで、 フリガナ 下記1、2のどちらかに該当の方は ネンキン ハナコ 1.普通 2.特別 右の欄に〇をしてください。 障害 障害 1.65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 氏名 年金 花子 2.65歳未満の場合、年金額が 同居等の区分 **108万円以下**の方 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要 上記以外の場合 機構 使用欄 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の 1.同居 2.別居 1.夫 続 柄 2.妻 見積額をご記入ください(収入がない方 85 はゼロを記入)。 万円 7.平 1.明》 3.大 5.昭 1.非居住者 退職所得がある方は、右の欄に〇をした 退職所得あり 生年月日 うえで、上記金額から退職所得を除いた 日 年 月 配偶者老人区分 8 金額をご記入ください(退職所得がない 5 5 30 方は記入不要です)。 2.老人 万円 機構 配偶者の所得見積額が48万円 個人番号 未収録 (マイナンバー) 使用欄 以下かつ70歳以上の場合に該当

し扶	養親族(	3人目以降は裏	面にご記入く	〔ださい〕	11	12	13
	控除対象扶養新	閱族(16歳以上)	<i>绘</i>	生年月日	障害	同居等の区分	年間所得の見積額
	または扶養親族	族(16歳未満)※	ניוזי געה	0 特定・老人の種別	該当なしの 場合は 記入不要	国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	退職所得のある方 退職所得を除いた所得額
フリガナ	ネンキン	イチロウ	<b>③</b> 子 4 孫	1.明、3.大、5.昭 (7平) 9 令	1.普通	1.同居 2.別居	48万円 48万円
氏名	年金	一郎	5 父母祖父母 6 兄弟姉妹	年月日 5411	· 障害 2.特別	国外居住 2.30歳未満 3 四学	退職所得あり
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)	収録済 * * * *	* * * * * * * *	7 その他  8 甥姪等  9 三親等以内の親族		障害	70歳以上 4.障害者 り、田子 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ	ネンキン	ジロウ	<b>③</b> 子 4 孫	1.明、3.大、5.昭	1.普通	1.同居 2.別居	48万円 48万円
氏名	年金	次郎	5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他	<u> 年月日</u> 5 <u>4</u> 11	障害 2.特別	国外居住 2.30歳未満 3.留学	以上 超
機構 使用欄 個人番号 (マイナンバー)	収録済 * * * *	* * * * * * * *	7 2011년 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	3 平 11 1.特定,2.老人,	障害	70歳以上 4.障害者 りには、1 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。 2409 1034 001 X 裏面

C 扶	養 親 族(続き)			11	12	13
	控除対象扶養親族(16歳以上)	结板	生年月日	章害	同居等の区分	年間所得の見積額
	または扶養親族(16歳未満)※	1 נאר שעוי	0 特定・老人の種別	烈(0)) 入不要	国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	退職所得のある方 退職所得を除いた所得額
フリガナ		3子 4孫	1.明、3.大、5.昭	.普通	1.同居 2.別居	48万円 48万円
氏名		5 父母祖父母	· /.平 9.令 年 月 日	障害	国外居住	以下超
		6 元 年 如 妹 7 そ の 他	2	2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上 3.留学	退職所得あり
使用欄 個人番号 (マイナンバー)		8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.特定 2.老人		4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3子	1.明、3.大、5.昭		1.同居 2.別居	· 10 E B) · 10 E B)
氏夕	 I I	.4	7.平 9.令 1	L.普通 障害	国外居住	以下超
		6 兄弟姉妹 フ その他	<u>+                                    </u>	2.特別	2.30歳未満	退職所得あり
使用欄個人番号			1特定 2老人	障害	4 <b>暗害者</b> 5.年38万円	退職所得を除いた 金額が48万円以下
(マイナンバー) フリガナ		<u>9 三親寺以内の親族</u> 3子	1.明、3.大、5.昭			
		4 孫 5 公母祖公母	7.平、9.令	L.普通 障害	1.问店, 2.加店,	48万円 48万円 以下 超
氏名		6 兄弟姉妹	年月日2	2.特別	国外店住 2.30歳未満 っ の光	退職所得あり
機構使用欄		7 その他  8 甥姪等		障害	70歳以上 5年395日	退職所得を除いた
個人番号 (マイナンバー)		9 三親等以内の親族			4.障害者  3.438777] 以上送金	金額が48万円以下
フリガナ		3 丁 4 孫	1.明 3.天 5.昭	L.普通	1.同居 2.別居	48万円 48万円
氏名		5 父母祖父母  6 兄弟姉妹	年月日	障害	国外居住	
		7 その他	2	2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上 3.留学	退職所得あり
している。 個人番号 (マイナンバー)		8 场 年寺 9 三親等以内の親族	1.特定 2.老人		4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3子 4孫	1.明、3.大、5.昭	.普通	1.同居 2.別居	48万円 48万円
氏名		5 父母祖父母	7.平 9.令	障害	国外居住	以下,超
		6 元 年 如 妹 7 そ の 他	2	2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上 3.留学	退職所得あり
使用欄 個人番号 (マイキンバー)		8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.特定 2.老人		4.障害者 5.年38万円	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3子	1.明、3.大、5.昭、1	普通	1.同居 2.別居	
ца	 I	.4	7.平 9.令	障害	国外居住	48/16 40/16 起
		6 兄弟姉妹 フ その他	牛月日2	2.特別 暗実	2.30歳未満 3.留学	退職所得あり
機構 使用欄 個人番号		8 甥姪等	│ <u> </u>	「早亡	70歳以上 5.年38万円	退職所得を除いた 金額が48万円以下
(マイナンバー)		9 三親等以内の親族	1.IJAC 2.C.M		1. "哈哈市日 以上送金	

D 摘	要欄
<mark>1</mark> 4 摘要	

〒XXX-XXXX 杉並区 高井石西 V-00-4 4	QR	個人番号(マイナンバー)について ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。 ・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由
年金太郎 様		に申告書を不受理とすることはありません。 ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。 ※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3 および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者 の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。
		(年金の支払者)官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

# 令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

※令和7年分扶養親族等申告書をスマートフォン等 で電子申請により提出した場合は、本用紙の提出 は不要です。

提出年月日	令和 年 月 日		提出期限       QR       令和6年10月31日
		XX	99999 99999 9999 99999 99999 99999
A 受 #	給 者	下記1~3は該	当なしの場合は記入不要です。
フリガナ	ネンキン タロウ	1 本人障害	(1.普通障害)(2.特別障害)
氏名		2	積額     1.寡婦     2.ひとり親     (子がいない女性の方)     (子がいる方)
電話番号		<b>退職所得を除い</b> 所得見積額で	た 地方税(個人住民税)控除のみ
生年月日	昭和 31年 11月 3	30日 要件に該当	4.身婦 5.029親
B 控除	対象となる配偶者	3 本人所得	年間所得の見積額が <b>900万円を超える</b> 場合は右の欄に〇をしてください。
	4 源泉控除対象配偶者 または 章害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の	<b>区分</b> 6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
フリガナ		配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。	<sup>は</sup> 1.普通 2.特別 暗実 暗実
氏名		1.65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2.65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方	7 同居等の区分
		上記以外の場合	国内居住の場合は記入不要
続 柄	(1.夫), (2.妻)	「手引さ」を参照し、石の欄に年間所 見積額をご記入ください(収入がな	(1.同居) (2.別居)
生年月日	1.明)     3大)     5.昭)     7.平)       年     月     日	はゼロを記入)。 退職所得がある方は、右の欄に〇を うえで、上記金額から退職所得を除 金額をご記入ください(退職所得が 方は記入不要です)。	万円       ました いた がない     退職所得あり       3     配偶者老人区分       びない     万円       2.老人
個人番号 (マイナンバー)		機構使用欄	配偶者の所得見積額が48万円 以下かつ70歳以上の場合に該当
C 扶 著	長親族(3人目以降は裏	面にご記入ください)	
9	控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄 10 特定·老人の種	障害         同居等の区分         年間所得の見積額
フリガナ		3子 1.明、3.大、5. 4孫 7亚、9奈	昭 1. 前居 2. 別居 48万円 48万円
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹	
		7 その他 8 甥姪等	2.1行加    <sup>2.30 威木</sup> 満 70歳以上 2.5 年38 万円
個人番号 (マイナンバー)		9 三親等以内の親族 3 子 1 明 3 ナ 5	人 4.障害者 以上送金 公 金額が48万円以下
フリガナ 氏名		1     1     3     5       4 孫     7.平     9.令       5 父母祖父母     年     月	·" 1.普通 障害 国外居住
機構       使用欄       個人番号       (マイナンバー)		7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族 1.特定 2.老人	2.特別     2.30歳未満 70歳以上     3.留学       し     2.第2       4.障害者     5.年38万円 以上送金

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

2409 1034 002

C 扶	養親族(続き)			11	12	13
	控除対象扶養親族(16歳以上)	结板	生年月日	障害	同居等の区分	年間所得の見積額
	または扶養親族(16歳未満)※	ניור טער 1	0 特定・老人の種別	該当は 場合は 記入不要	国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	退職所得のある方 退職所得を除いた所得額
フリガナ		3子 ₄ 瑶	1.明、3.大、5.昭		1.同居 2.別居	48万円 48万円
氏夕		5 父母祖父母	7.平 9.令	1.普通 障害	国外居住	以下超
		6 兄弟姉妹 フ その他		2.特別	2.30歳未満 3 留学	退職所得あり
機構 使用欄 個人番号		8 甥姪等		障害	70歳以上 5.年38万円	退職所得を除いた
(マイナンバー)		9 三親等以内の親族 3 子			4. 障舌目 以上送金	
フリカナ		4孫	1.呀 3.八 5.哈 7.平 9.令	1.普通	1.同居 2.別居	48万円 48万円
氏名		5 父母祖父母	年月日	障害	国外居住	
機構		7 その他		2.特別	2.30歳未満 70歳以上 3.留学	退職所得あり
<u>使用欄</u> 個人番号 (マイナンバー)		8 甥姪等 9 = 親等以内の親族	1.特定 2.老人	[二]	4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3子	1.明、3.大、5.昭		1.同居 2.別居	
<b>T D</b>		.4	7.平、9.令	1.普通 陪害		48万円 48万円 以下 超
氏名		6 兄弟姉妹		이 바미니	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	退職所得あり
機構使用欄		7 その他  8 甥姪等		2.符別 障害	70歳以上 3.田子	退職所得を除いた
個人番号 (マイナンバー)		9 三親等以内の親族	1.特定 2.老人		4.障害者 以上送金	金額が48万円以下
フリガナ	İ	3 于 4 孫	1.明、3.大、5.昭 2 並、0 合	1 並	1.同居 2.別居	48万円 48万円
氏名		5 父母祖父母		1.日匝 障害	国外居住	以下一超
機構		6 元 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 -		2.特別	2.30歳未満 3.留学	、退職所得あり
使用欄 個人番号		8 甥姪等	1.特定 2.老人	障害	4.障害者 5.年38万円	退職所得を除いた 金額が48万円以下
$(\overline{\gamma}\overline{\gamma}\overline{\gamma}\overline{\gamma}\overline{\gamma}\overline{\gamma}\overline{\gamma}\overline{\gamma}\overline{\gamma}\overline{\gamma}$		9 二税守以内の税族	1.明、3.大、5.昭			
7 7737	<sup>1</sup>	4孫	7.平、9.令	1.普通	1.问店, 2.別店,	48万円 48万円 以下 超
氏名		6 兄弟姉妹	年 月 日	障害	国外居住	
機構		7 その他		2.特別 障害	2.30 <sup>威未满</sup> 3.留学 70歳以上	
個人番号(マイナンバー)		8 時 (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15)	1.特定 2.老人		4.障害者  5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3子	1.明、3.大、5.昭		1.同居 2.別居	48万円 48万円
丘夕		5 父母祖父母	7.平 9.令	1.晋通 障害	国外居住;	以下超
		6 兄弟姉妹 フ その他		2.特别	2.30歳未満 3.留学	退職所得あり
機構 使用欄 個人举号		8 甥姪等		障害	1 70歳以上 5.年38万円	退職所得を除いた
(マイナンバー)		9 三親等以内の親族	1.17年,2.七人,		14. 焊舌白 以上送金	金額が48万円以下

D 摘	要欄 しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう
1 <b>4</b> 摘要	

⊤xxx-xxxx		個人番号(マイナンバー)について ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。	
杉並区 高井戸西 x−○○−△△	QR	<ul> <li>・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。</li> <li>・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。</li> </ul>	
年金 太郎 様		※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3 および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者 の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。	
		(年金の支払者)官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001	

# 大切なお知らせ

# 扶養親族等申告書の提出をお願いします。

下記の図で提出が必要かご判断ください。

提出すると老齢年金受給の際に該当する所得控除が受けられます。



前年に申告書を提出している場合でも、提出は不要です。

同封の「作成と提出の手引き」をご覧いただく必要はありません。

※1:障害者、寡婦・ひとり親の要件については、同封の手引きや日本年金機構ホームページをご覧ください。

※2:年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※3:退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※4:提出不要の方も、提出が必要な方と同様に、基礎控除は受けることができ、所得税の税率は5.105%です。



## ご不明な点は、

『扶養親族等申告書相談チャット』または『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』へ!

# 1.一般的なご照会や、電子申請でエラーが発生したときは

# 『扶養親族等申告書相談チャット』へ

https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html



日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせや、電子申請でエラー となった時の対応方法等のお問い合わせに自動でお答えする<mark>相談チャットを開設しています。</mark> 24時間いつでも対応していますので、上記の二次元コードより是非ご利用ください。

## 2.詳しくは

## 『日本年金機構ホームページ』へ

日本年金機構ホームページには、提出方法の説明動画、扶養親族等申告書の提出方法の詳細や、年間所 得の計算方法等を掲載しています。また、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の 所在地などもご覧いただけます。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\_fuyo.html





## 3.個別・具体的なご照会は

## 『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』へ

## **2**0570-081-240 (ナビダイヤル)

※お問い合わせの際は、年金証書等、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

# ※050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-6837-9932

お問い合わせ時間:月曜日 午前8:30~午後7:00

火~金曜日 午前8:30~午後5:15(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで) 第2土曜日 午前9:30~午後4:00 ※キロ ねロ(第2キ曜日を除く) 12日20日~1日2日はご利用いただけませく

※土日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

・「ナビダイヤル」は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。 携帯電話等、一般固定電話以外からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

なお、通話料定額プランの対象外です。

・「03-6837-9932」におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けたりして間違い電話になるケースが発生しています。 おかけ間違いのないようご注意ください。

# 4.マイナポータルの操作方法等のご照会は

# 『マイナポータル操作マニュアル』へ

電子申請におけるマイナポータルのログイン等、マイナポータルの操作方法に関する ご照会は『マイナポータル操作マニュアル』等をご確認ください。

『マイナポータル操作マニュアル』 https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html



# ◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。

# [令和7年分]【継続】 扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

# 【電子申請で提出する場合】

マイナンバーカードで本人確認を行い、マイナポータルとねんきんネットを連携すると、扶養親族等申告書が スマートフォンやパソコンで電子申請できます。電子申請なら**24時間提出でき、紙の申告書を郵送する手間も** 切手代も不要です。是非ご利用ください。

紙の申告書による提出を希望される場合は、別紙【紙の申告書を提出する場合】をご覧ください。

## 【利用上の注意】

スマートフォン(※)と年金受給者ご本人のマイナンバーカードをご用意ください。 マイナンバーカードに『**署名用電子証明書パスワード**(英数字6桁~16桁)』の事前設定が必要です。 パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。 (※)パソコンからも手続き可能です。パソコンで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。





# マイナポータルとねんきんネットの連携

扶養親族等申告書の電子申請のためには、マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続き が必要です(事前に手続きを行っている場合は不要です)。





# マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインした状態で、 トップ画面の ○ 年金 を選択。
  - ▶「年金」の画面が表示されます。
- ② 年金を請求する方・年金を受給している方
   の手続き(ねんきんネット)を選択。
  - ▶ ねんきんネットの「届書の選択」画面が表示 されます。

Î)			2	
	わたし 自治体を設定	<del>ص</del> taust		年金
			- 1	年金記録の確認
<b>登録</b> 公金: マイ:	<b>状況の確認</b> 受取口座と健康保険証の登録状浴 ナンバーカード関連のよくある	兄を確認できます <u>質問</u> [2]		ねんきんネットで年金記録を確認する IZ
ן ר	確認			年金の手続き
おかね			1	国民年金に加入する方・加入中の方の 手続き
Ē		<u>`</u>		年金を請求する方・年金を受給してい
	年金 	-fm		る方の手続き(ねんきんネット)
C	税	( )	- 11	通知書のペーパーレス化(ねんきん ネット)

3

**(4**)

※「ログイン(リセット要求)」が表示された場合 ねんきんネットにログインした後、何らかの操作の途中でマイナポータルの画面からもう一度ねんきん ネットに入ろうとした場合や、「×」ボタンをタップしてウィンドウを閉じた場合など、ねんきんネットから 正常にログアウトされていない場合があります。 その場合、再度ねんきんネットにログインすると、「ログイン(リセット要求)」画面が表示されます。画面 右上の「ログアウト」ボタンを選択してログアウトし、再度①からやり直してください。

③「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について、
 ● 届書を作成するを選択。

▶「控除を受ける年金」を選択する画面が表示されます。

④ 扶養親族等申告書の提出を行う年金<sup>(※)</sup>を選択し、
 ● 作成する を選択。

※扶養親族等申告書の提出が可能な年金が複数ある場合は、 2段で表示されます。

▶「申告書の作成」画面が表示されます。

=	🏽 ねんきんネット
🥑 申請する届	書を選択する
●年金を請求す	する方・年金を受給している方の手続き
年金請求書(国	民年金・厚生年金保険老齢給付)
受給開始年齢に違	:し、老齢年金を受け取る権利が発生した方が、年金を受け助
公的年金等の受	給者の扶養親族等申告書
▲ 公的年金等の受 受給している老齢 めにご提出いただく	給者の伏養親族等中告書 年金から源泉歳でされる所得傷について、各種技能を受ける 書類です。
公的年金等の受 受給している老崎 のにご提出いただく 受給者ご本人、扶	給書の扶養親成等申告書 年金から連要徴にされる所得知について、各種技能を受ける 書類です。 着しているを読者、扶養親知に関する所得他の授き受けよ くない、仕事後の一般がはくった。つつて、
公的年金等の受 受給している老師 めにご提出いただく 受給者ご本人、扶 とする方は提出して ください)。	総备の扶養親族等中告書 生金から原泉県以これる所得知について、各種効料を受ける 着なです。 差している記念者、扶養知知に関する所得知の効料を受けれ ください(中告書の現出が必要かどうがは)こちらいでご
公的年金等の受 受給している老舗 のにご提出いただく 受給者ご本人、扶 とする方は提出して ください)。	NG名の扶養親族等中告書 年会から意思成される所得似について、各種効料を受ける 着着です。 ましている記録に、扶養親に応考す所得取の自然を受けよ ください (中自書の想出が必要かどうがは) こちら の でご
公的年金等の受 受給している老師 のにご提出いただく 受給者ご本人、扶 とする方は提出して ください)。	総括の扶養親族等中告書 年金かう原泉取定さる所得税について、各種送除を受ける 着着です。 見ている記念書、計業報知に、関する所得的の認知を受け。 ください(申告書の見出が必要かどうかは、こちら、0 でご の 届書を作成する
公的年金等の受 受給している老師 めにご提知いただく 受給者ご本人、技 とする方は提出して ください)。	848の共産戦成時中告書 キカかの原則成される所得はについて、各種処務を受けえ 書でて、 をお、に参加者、日豊気以に関する所得後の必該を受け ください(仲自書の)他が必要かどうかはうこちろ」のでご () 届書を作成する

= *=a-	籆 ねんきん	u ネット	ر بره
-			
〇〇 公的年金 選択)	等の受給者の扶養親族	等申告書を作成する(	[年金(
控除を受ける	5年金		
持除の対象と	なる年金を表示しています。	、持除を受ける年金を満	択して
【作成する】を	押してください。		
空除の対象と <u> こちら</u> 回 で の で	なる年並か優数の行で表示; 奮怒できます。	されている場合の提出方	法は、
<b>建</b> 根	対象年	受給している年金	の種類
0	令和7年分	老爺基礎・厚生年	金
$\cdot$	<u>^</u>		
N <sub>±m</sub>	にはマイナンバーカー 女字6桁~16桁)が必要	ドに設定されている <mark>署名</mark> 」 要となります。	用電子
123	定またはお忘れの場合	は、お住まいの市区町村	にお問
合わせください 国外に居住し	, ている配偶者や扶養親族に「	関する控除を受けようと	する場
は、電子申請は	利用できません。紙の申告	書の提出をお願いします。	•
		tz	
	U THUS	<u> </u>	
	·	-1m	
		( '/	



を選択。 🔝 提出する申告書の内容確認 ▶「電子署名の付与」画面が表示されます。 0.該当しない 協憲 他の所得者が控除を受ける扶養親族等 入力のページに戻る。 項目名 他の所得者が控除 を受ける扶養親族 ※エラー表示がされた場合 ●申告書を提出する を選択すると、マイナポータルのアプリが起動し ます。その際に、「ブラウザ拡張のインストールが必要です」等のエラー メッセージが表示される場合があります。 その場合は、ブラウザ用のマイナポータルアプリをインストールし、ブラウザの 設定で「拡張機能」を有効にしてください。 それでも解決しない場合は、マイナポータルのQ&A等をご確認ください。 電子署名を付与(提出の完了) ステップ3 ⑧ 年金受給者ご本人のマイナンバーカードと署名用電子証明書の 竃 ねんきんネッ パスワード(英数字6桁~16桁)を用意し、 ①作成 ▶ ②確認 ●電子署名を付与する を選択。 マイナンバーカードを使い電子署名を付与する ▶マイナポータルの「パスワード入力」の画面が表示されます。 注意:提出はまだ完了していません 【電子署名を付与する】を押して、署名用電子証明書バスワードを入力し ください。その後、画面の表示に従ってマイナンバーカードを端末にかさ 、てください。 ・ 署名用電子証明書パスワードとは、マイナンバーカードを受け取った際に )用者様自身が設定した<mark>英数字6~16桁のパスワードです。(4桁のパス</mark> ⑨ マイナポータルの画面の案内に従って、 利用者様自身が設定した英数字6〜16桁のパ ワードではありませんのでご注意ください。) 署名用電子証明書のパスワードを入力。 スマートフォンの裏側に年金受給者ご本人の マイナンバーカードをかざして読み取る。 (10) ※パソコンの場合は読取装置でマイナンバーカードを読み取る。 (産) ねんきんネッ これで扶養親族等申告書の提出は完了です。 ①作成 ▶ ②確認 3署名 提出が完了した旨が画面に表示されます。 [ ] 提出完了 ※マイナポータルにメールアドレスを登録しておくと、申請を受け付けた際 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出が完了しました や申請の処理が完了した際に、状況が更新された旨がメールで通知 申告された内容に基づき、申告書対象年の2月以降にお支払いする年金から 逗泉徴収する所得物額の計算を行います。
申告された内容と返泉徴収した所得税額は、返泉徴収した年の翌年1月に送
付する「公的年金等の返泉徴収票」に記載します。 されます。 ■源泉徴収票の電子送付のご案内 「公約年金等の源泉戦収景」はマイナポータルにおいて電子データで受け はることができ。e-Taxを利用した確定申告に利用できます。電子データで け取る手続きは、♪「<u>通知書のペーパーレス化」</u>♪ から行うことができ すので、是非ご利用ください。 電子申請で提出した場合、翌年は紙の申告書は送付せず、マイナポータルの お知らせのみを送信します。紙の申告書の送付を希望される場合は、ねんきん ネットの「通知書のペーパーレス化」から変更できます。詳しくは日本年金機構 ④ ねんきんネット (トップページ) へ戻る のホームページをご覧ください。 ・④ 電子申請メニューへ戻る
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 5

申告内容に間違いがなければ、画面下部の●申告書を提出する

(7) 申告内容を最終確認。



(7)

# 提出完了提出した扶養親族等申告書の確認



- ・「要再申請」: 申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に 進むことができます。
- ・「処理中」: 受け付けした申請を日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。「完了」 になるまでお待ちください。完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



3

- ③「申請済みの届書を確認する」の
   確認する を選択。
- ④「申請済みの届書一覧」の確認する扶養 親族等申告書の ▶照会 を選択。

▶申告内容の詳細が表示されます。
⇒修正して再提出する場合は、画面下部の
●申告内容を修正し再提出する を選択。





## 用語等の説明(概要)

### 1.「控除対象となる配偶者」の要件

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。 配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合158万円以下、または65歳未満の場合108万円以下の年金額」の場合 は配偶者の所得は「48万円以下」に該当します。

### < 配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		<b>48万円</b> 以下	<b>48万円</b> 超~ <b>95万円</b> 以下	95万円超
本人記	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 (※1)	
川得	900万円超	障害者控除 (※2)	控除対象外 (※ 3 )	

※1:配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2:配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。

※3:上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、 配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

### 2.「控除対象となる扶養親族」の要件

受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象です。48万円を超える場合は 所得控除の対象外です。16歳未満の扶養親族は所得控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は障害者控除を 受けることができます。

### 3.「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます(障害年金の等級と は一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については電子申請の入力画面から『日本年金機構ホーム ページ』をご覧いただくか、年金事務所または税務署にお尋ねください。

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障 害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳 の交付を受けている方	障害の程度が3級から 6級の方	障害の程度が1級または 2級の方

### 4.「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人 の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係 <sup>(※3)</sup>	控除の区分
	男性	子 <sup>(※2)</sup> がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
500万円以下	]以下 )	子 <sup>(※2)</sup> がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
(※1)		扶養親族がいない	死別·生死不明	寡婦
			子以外の扶養親族がいる	死別·離婚·生死不明

※1:500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、 地方税の控除対象となります。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※2:他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。 48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと48万円以下となる場合は、 地方税の控除対象となります。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※3:住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

### 「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額 を合計した額が所得金額となります。公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認 いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

### 1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

### 「その年に受け取る年金額(A)」-「公的年金等控除額」=「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。 「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所 得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額 に応じて異なります。

### ●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合 の公的年金等控除額

	<b>`</b>	
年金を受け取る人の 年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
<b>65</b> 歳以上	330万円以下	110万円
(昭和36年1月1日 以前生まれ)	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
65歳未満	130万円以下	60万円
(昭和36年1月2日 以後生まれ)	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を 合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円 を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

### 2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額(B)」-「給与所得控除額」-「所得金額調整控除額」=「給与所得の金額」

### (1)給与所得控除額

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	給与の収入金額(B)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	360万円超 660万円以下	(B)×20% + 44万円
162万5千円超 180万円以下	(B)×40%- 10万円	660万円超 850万円以下	(B)×10% + 110万円
180万円超 360万円以下	(B)×30% + 8万円	850万円超	195万円

### (2)所得金額調整控除額

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = **年金所得額**<sup>(※)</sup> + **給与所得控除後の給与等の額**<sup>(※)</sup> - **10万円** ※10万円を超える場合は10万円

### ②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

・本人が特別障害者に該当する。

・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。

・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額 = (給与の収入金額<sup>(※)</sup> - 850万円) × 10% ※1,000万円を超える場合は1,000万円

8

# ©「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。 [令和7年分]【新規】 扶養親族等申告書 作成と提出の手引き 【電子申請で提出する場合】

マイナンバーカードで本人確認を行い、マイナポータルとねんきんネットを連携すると、扶養親族等申告書が スマートフォンやパソコンで電子申請できます。電子申請なら**24時間提出でき、紙の申告書を郵送する手間も** 切手代も不要です。是非ご利用ください。

紙の申告書による提出を希望される場合は、別紙【紙の申告書を提出する場合】をご覧ください。

### 【利用上の注意】

スマートフォン(※)と年金受給者ご本人のマイナンバーカードをご用意ください。 マイナンバーカードに『**署名用電子証明書パスワード**(英数字6桁~16桁)』の事前設定が必要です。 パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。 (※)パソコンからも手続き可能です。パソコンで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。





# マイナポータルとねんきんネットの連携

扶養親族等申告書の電子申請のためには、マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続き が必要です(事前に手続きを行っている場合は不要です)。





# マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインした状態で、 トップ画面の ○ 年金 を選択。
  - ▶「年金」の画面が表示されます。
- ② 年金を請求する方・年金を受給している方
   の手続き(ねんきんネット)を選択。
  - ▶ ねんきんネットの「届書の選択」画面が表示 されます。

			2	
1	わたし <sub>自治体を設定</sub>	CD Allott		年金
				年金記録の確認
<b>登録状況の</b> 公金受取口座 マイナンバー	<b>崔認</b> と健康保険証の登録状 カード関連のよくある	況を確認できます 5 <u>質問</u> [2]		ねんきんネットで年金記録を確認する [2]
	確認			年金の手続き
おかね			· ·	国民年金に加入する方・加入中の方の 手続き
<u>山</u> 公金受耳 (ご) 年金	XUB	,		年金を請求する方・年金を受給してい 🛛 る方の手続き(ねんきんネット)
0 税		dm		通知書のペーパーレス化(ねんきん
	● ● ● 量録状況の の 公会受取□座 マイナンバー おかね ① 公会受取 一 二 の 一 の の の の の の の の の の の の の		シーンシーンシーンシーンシーンシーンシーンシーンシーンシーンシーンシーンシーンシ	シートン       たたし       ション         上海生を設定       ション       ション         日油生を設定       ション       ション         日油生の空気       ション       ション         日本生の空気の空気の空気の空気の空気の空気の空気の空気の空気の空気の空気の空気の空気の

※「ログイン(リセット要求)」が表示された場合 ねんきんネットにログインした後、何らかの操作の途中でマイナポータルの画面からもう一度ねんきん ネットに入ろうとした場合や、「×」ボタンをタップしてウィンドウを閉じた場合など、ねんきんネットから 正常にログアウトされていない場合があります。 その場合、再度ねんきんネットにログインすると、「ログイン(リセット要求)」画面が表示されます。画面 右上の「ログアウト」ボタンを選択してログアウトし、再度①からやり直してください。

③「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について、
 ● 届書を作成するを選択。

▶「控除を受ける年金」を選択する画面が表示されます。

④ 扶養親族等申告書の提出を行う年金<sup>(※)</sup>を選択し、
 ● 作成する を選択。

※扶養親族等申告書の提出が可能な年金が複数ある場合は、 2段で表示されます。

▶ 「申告書の作成」画面が表示されます。

=	節 ねんきんネット
🙆 申請する歴	書を選択する
●年金を請求	する方・年金を受給している方の手続き
年金請求書(国	回民年金・厚生年金保険老齢給付)
受給開始年齢に道	書し、老齢年金を受け取る権利が発生した方が、年金を受け
公的年金等の受	給者の扶養親族等申告書
○公的年金等の受 受給している考慮 めにご提出いただく	給者の扶養親族等申告書 年金から源泉側収される所得税について、各種技験を受け 書類です。
○公的年金等の受 受給している老者 めにご提出いただく 受給者ご本人、打 とする方は提出して	総省の扶養親族等中告書 拌金から運発戦灾される所得税について、各種控除を受け 書類です。 盛している保着・扶養親族に関する所得税の投除を受け こください(中告書の提出が必要かどうかは)こ <u>ちら</u> ので、
公的年金等の受 受給している老曽 めにご提出いただく 受給者ご本人、封 とする方は提出して ください)。	総备の扶養親族等中告書 特全から意思感される所得知について、各種世界を受け 書面です。 そのこの記念書、注意報知に同ずる所得知の危険を受け くくさい(仲告書の提出が必要かどうかは、こちら) ロで ・ ・ 日書を作成する





(7) (7) 申告内容を最終確認。 籠 ねんきんネッ 申告内容に間違いがなければ、画面下部の ●申告書を提出する ①作成 3署名 ▲完了 を選択。 🔝 提出する申告書の内容確認 ▶「電子署名の付与」画面が表示されます。 腺液 0.該当しない 他の所得者が控除を受ける扶養親族等 入力のページに戻る。 項目名 申告内容 他の所得者が控除 を受ける扶養親族 ※エラー表示がされた場合 (④ 申告内容を修正する) ●申告書を提出する を選択すると、マイナポータルのアプリが起動し 完了しましたら、【申告書を提出する】を押して ます。その際に、「ブラウザ拡張のインストールが必要です」等のエラー 申告書を提出する メッセージが表示される場合があります。 その場合は、ブラウザ用のマイナポータルアプリをインストールし、ブラウザ の設定で「拡張機能」を有効にしてください。 それでも解決しない場合は、マイナポータルのQ&A等をご確認ください。 電子署名を付与(提出の完了) ステップ 3 ⑧ 年金受給者ご本人のマイナンバーカードと署名用電子証明書の 竃 ねんきんネッ パスワード(英数字6桁~16桁)を用意し、 DIFER ▶ ②確認 ●電子署名を付与する を選択。 マイナンバーカードを使い電子署名を付与する ▶マイナポータルの「パスワード入力」の画面が表示されます。 注意:提出はまだ完了していません 【電子署名を付与する】を押して、署名用電子証明書バスワードを入力し ください。その後、画面の表示に従ってマイナンバーカードを端末にかさ 、てください。 ・ 署名用電子証明書パスワードとは、マイナンバーカードを受け取った際に )用者様自身が設定した<mark>英数字6~16桁のパスワードです。(4桁のパス</mark> ⑨ マイナポータルの画面の案内に従って、 利用者様自身が設定した英数字6〜16桁のパ ワードではありませんのでご注意ください。) 署名用電子証明書のパスワードを入力。 スマートフォンの裏側に年金受給者ご本人の マイナンバーカードをかざして読み取る。 (10) ※パソコンの場合は読取装置でマイナンバーカードを読み取る。 (産) ねんきんネッ これで扶養親族等申告書の提出は完了です。 ①作成 ▶ ②確認 3署名 提出が完了した旨が画面に表示されます。 [ ] 提出完了 ※マイナポータルにメールアドレスを登録しておくと、申請を受け付けた際 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出が完了しました や申請の処理が完了した際に、状況が更新された旨がメールで通知 申告された内容に基づき、申告書対象年の2月以降にお支払いする年金から 逗泉徴収する所得物額の計算を行います。
申告された内容と返泉徴収した所得税額は、返泉徴収した年の翌年1月に送
付する「公的年金等の返泉徴収票」に記載します。 されます。 ■源泉徴収票の電子送付のご案内 「公約年金等の源景徴収異」はマイナポータルにおいて電子データで受け 取ることができ、e-Taxを利用した確定性性に利用できます。電子データで 受けなる表もされ、>「通知書のペ<u>ーレス化」</u>ごから行うことができ ますので、是非ご利用ください。 電子申請で提出した場合、翌年は紙の申告書は送付せず、マイナポータルの お知らせのみを送信します。紙の申告書の送付を希望される場合は、ねんきん ネットの「通知書のペーパーレス化」から変更できます。詳しくは日本年金機構 ④ ねんきんネット (トップページ) へ戻る のホームページをご覧ください。 ・④ 電子申請メニューへ戻る
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●

# 提出完了提出した扶養親族等申告書の確認



- ・「要再申請」:申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に 進むことができます。
- ・「処理中」: 受け付けした申請を日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。「完了」 になるまでお待ちください。完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



- ③「申請済みの届書を確認する」の
   ●確認するを選択。
- ④「申請済みの届書一覧」の確認する扶養
   親族等申告書の 
   ▶照会 を選択。

▶申告内容の詳細が表示されます。
⇒修正して再提出する場合は、画面下部の
▶申告内容を修正し再提出する を選択。



## 用語等の説明(概要)

### 1.「控除対象となる配偶者」の要件

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。 配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合158万円以下、または65歳未満の場合108万円以下の年金額」の場合 は配偶者の所得は「48万円以下」に該当します。

### < 配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		
		<b>48万円</b> 以下	<b>48万円</b> 超~ <b>95万円</b> 以下	95万円超
本人記	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 (※1)	
将	900万円超	障害者控除 (※2)	控除対象外 (※ 3 )	-

※1:配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2:配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。

※3:上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、 配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

### 2.「控除対象となる扶養親族」の要件

受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象です。48万円を超える場合は 所得控除の対象外です。16歳未満の扶養親族は所得控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は障害者控除を 受けることができます。

### 3.「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます(障害年金の等級と は一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については電子申請の入力画面から『日本年金機構ホーム ページ』をご覧いただくか、年金事務所または税務署にお尋ねください。

暗害の内容	1 普通暗害者	2 特別隨害者
精神に障害がある方で精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障 害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳	障害の程度が3級から	障害の程度が1級または
の交付を受けている方	6級の方	2級の方

### 4.「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人 の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係 <sup>(※3)</sup>	控除の区分
	男性	子 <sup>(※2)</sup> がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
500万円以下 (※1)	女性	子 <sup>(※2)</sup> がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別·生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別·離婚·生死不明	寡婦

※1:500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、 地方税の控除対象となります。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※2:他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。 48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと48万円以下となる場合は、 地方税の控除対象となります。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※3:住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

### 「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額 を合計した額が所得金額となります。公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認 いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

### 1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

### 「その年に受け取る年金額(A)」-「公的年金等控除額」=「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。 「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所 得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額 に応じて異なります。

### ●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合 の公的年金等控除額

	7	
年金を受け取る人の 年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
<b>65</b> 歳以上	330万円以下	110万円
(昭和36年1月1日 以前生まれ)	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
65歳未満	130万円以下	60万円
(昭和36年1月2日 以後生まれ)	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を 合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円 を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

### 2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額(B)」-「給与所得控除額」-「所得金額調整控除額」=「給与所得の金額」

### (1)給与所得控除額

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	給与の収入金額(B)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	360万円超 660万円以下	(B)×20% + 44万円
162万5千円超 180万円以下	(B)×40%- 10万円	660万円超 850万円以下	(B)×10% + 110万円
180万円超 360万円以下	(B)×30% + 8万円	850万円超	195万円

### (2)所得金額調整控除額

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = **年金所得額**<sup>(※)</sup> + **給与所得控除後の給与等の額**<sup>(※)</sup> - **10万円** ※10万円を超える場合は10万円

### ②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

・本人が特別障害者に該当する。

・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。

・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額 = (給与の収入金額<sup>(※)</sup> - 850万円) × 10% ※1,000万円を超える場合は1,000万円

【別添5-1】継続用

# ◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。



※2 法令上、受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします。 普通郵便で送付する場合に必要な切手代は「84円」(令和6年9月時点の金額。令和6年10月1日からは110円。) です。

### 【別添5-1】継続用

# 『令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

表 面

令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	
	変更なしの場合
(ア)前年から「変更なし」で申告します。 で電子申請により提出した場合は、本用紙の提出	⑦ に○をしてください。
上 上 本 の 氏 名、電話番号を し ん の に な ん の 氏 名、電話番号を し ん の に て れ い の の 自 し 、 の の に 、 、 の た る 、 の に 、 の た る 、 の に 、 の た る 、 る 、 る 、 る 、 る 、 る 、 る 、 る 、 る 、 る	変更ありの場合
「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない 「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない	
箇所も含め、該当項目をこ確認ください。               □           □             □           □	
提出年月日         令和 6 年10月 6 日         999999 999999 999999	→提出年月日をご記入
▲ 者 者 下記 ① ~ ③は該当なしの場合は記入不要です。	くたこい。
フリガナ ネンキン タロウ 1 本人障害 (1.普通障害) (2.特別障害)	
	→ 受給者欄に氏名をご記入
電話番号         0.3-XXXX - XXXX         500万円以下           退職所得を除いた         地方税 (個人住民税) 控除のみ	
生年月日         昭和 31年 11月 30日         所得見積額で 要件に該当         4.寡婦         5. ひとり親	
3 本人所得 年間所得の見種類が900万円を超える 場合は右の欄につをしてください。	电話番号をこ記入く/ここい。
または (算書者に該当する同一生計配偶者) 5 配偶者の区分 該当なしの場合は記入不要	
フリガナ ネンキン ハナコ 配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は (1 並通) (2 株別)	(変更ありの場合)
右の欄にOをしてください。     1. 自地     2. 行加       1. 65歳以上の場合、年金額が     障害     障害	🛛 🗛 欄から 🖸 欄の変更事項を
氏名 年金 花子 1585月以下の方 2.65歳未満の場合、年金額が 7 同居等の区分	訂正、追加でご記入ください。
108カ円以下の方         国外居住の有無           環構         上記以外の場合         副外居住の場合は起入不要	3ページ、4ページを参照
使用種         1.夫         2.妻         「手引き」を参照し、右の欄に年間所得 の見積額をご記入ください         1.同居         2.別居	ください。
(1.明) (3.大) (5.昭) (7.平) (収入がない方はゼロを記入)。 万円 (1.非居住者) (現勤所得がある方は、右の欄に〇を (18時所得本は) (1.非居住者)	
生年月日     年     月     日     したうえで、上記金額から退職所得を     8     配偶者老人区分       32     5     5     5     10     10     10     10     10	
日本	由告書の裏面へ
(1010) - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
C 扶 養 親 族 (3人目以降は裏面にご記入ください) 11 12 13 (1)	
29      22      次ア家 天養親族 (16歳 人満) ※     続 柄     10      侍定・老人の種別     第次は     10     時定・必んの種別     第次に     回路度位の有無     国際原律のある方     週期所得のある方     週間所得後のある方     週間所得後のある方     週間所得後のある方     週間所得後のある方     週間所得後のある方     週間所得後のある方     週間所得後のある方	
フリガナ     ネンキン     イチロウ     3 子 4 孫     1.明(3.大 5.昭 7 平 6 奈     1.目前	
氏名年金 一郎 ③父母祖父母 日日 二月日 四月日 四月日 四月日 四月日 四月日 四月日 四月日 四月日 四月日 四	
要請 使用編 ● 1 1 行た (2. 老人) (1. 特定 (2. 老人) (1. 特定 (2. 老人) (1. 特定 (2. 老人)	
フリガナ ネンキン ジロウ 3子 1.明(3,大)5.昭 1.日前(3,大)5.昭 48万円 48万円 48万円	
氏名     年金     次郎     5 公母祖父母 6 兄弟姊妹     工業     1 障害 年     1 障害 月     1 障害 日	
機構 使用         7 その他         7 その他         16 4 9         2. 特別 70歳以子         3. 留学         退量所得あり           運動所得を除いた         8 甥姪等         1.5 (5, 438)         5, 438)         1.5 (5, 438)         1.6 (4, 10)	

# → 個人番号(マイナンバー)欄の説明

「収録済」と印刷されている場合

### ⇒記入は<mark>不要</mark>です。

※前回提出してからマイナンバーの変更がある 場合は、「「変更あり」に〇をしてください。 さらに、申告書裏面 12「摘要」欄に該当者の 氏名と変更後のマイナンバーをご記入ください。

### 「未収録」と印刷されている場合

⇒ ⑦「変更あり」に○をして、扶養親族のマイナンバーを ご記入ください。

※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。※記入がない場合でも、記入のないことだけを理由に申告書を 不受理とすることはありません。

※記入すると、翌年以降は記入不要です。

海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、 申告書裏面 (2)「摘要」欄に、該当者の氏名および、お持ちでない旨 とその理由をご記入ください。

# 【記入項目の説明】

## や和6年分から扶養状況に変更が ありましたか?

前年の申告内容(氏名、生年月日、障害の有無等)を 印刷しています。<mark>変更がないか</mark>ご確認ください。 提出年月日をご記入ください。

●前年から「変更なし」の場合

⑦ に〇をし、④欄にご本人の氏名、電話番号を 記入のうえ、ご提出ください。それ以外の記入は 不要です。

●前年から「変更あり」の場合
⑦ につをし、④欄にご本人の氏名、電話番号を記入のうえ、申告書をご記入ください。
内容を変更する場合は、1ページの「④ B C 欄を訂正・追記・抹消」をご覧ください。

# A 受給者

## 1 本人障害

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害の いずれかに〇をしてください。 また、申告書裏面(2「摘要」欄に受給者の氏名、 <mark>障害手帳の種類</mark>(身体障害者手帳等。名称は正確に記入) と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。 障害を示す書類の提出は不要です。 詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

## 2 寡婦等

受給者が、寡婦・ひとり親に該当する場合は、 いずれかに○をしてください。 寡婦・ひとり親を示す書類の提出は不要です。 詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

# 3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、 〇をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。



年間所得の計算方法等、 記入項目の詳細については、 日本年金機構ホームページ をご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\_fuyo.html

## B)控除対象となる配偶者

## 4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る) の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

## 5 配偶者の区分

配偶者の収入が年金のみで、記載している年金額以下 の場合は、上段に〇をしてください。

それ以外の場合は、(退職所得を含む)年間所得見積額 (収入金額から控除額を引いた金額。詳しくは日本年金 機構ホームページをご覧ください。)を中段に必ずご記 入ください(金額がマイナスの場合はゼロと記入)。

※前年に配偶者の年間所得見積額を48万円以下で申告いただ いた場合、<u>年金を受給していない方も含め、一律上段に〇が</u> <u>印刷されています。</u>

前年より配偶者の収入が増加した場合は、〇を抹消し、 改めて所得見積額を中段にご記入ください。

配偶者が退職手当を受ける見込みである場合、下段の 「退職所得あり」にOをしてください。そして退職所得額 を計算のうえ、退職所得を除く年間所得見積額をご記入 ください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧 ください。

## 6 配偶者障害

記入方法は①をご覧ください。 配偶者が障害者に該当しても、所得見積額が48万円 を超える場合は、障害者控除の対象外です。

## 7同居等の区分

受給者または他の扶養親族と同居か別居のいずれかに ○をしてください。 「別居」の場合は、申告書裏面で「摘要」欄に別居している 方の氏名と住所をご記入ください。 配偶者が国外にお住まい(非居住者)である場合は、 「1.非居住者」にOをし、添付書類を同封して提出して ください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧 ください。

## 8 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「2.老人」に〇をしてください。 配偶者の所得見積額が48万円を超える場合は対象外です。 ※老人控除対象配偶者(70歳以上・昭和31年1月1日以前 に生まれた方)を「2.老人」と省略して記載しています。

次ページへ続く



【別添5-2】新規用

◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。



お近くの年金事務所でも受け付けています(年金事務所に申告書をご持参いただいた場合、切手は不要です)。

- ※1 返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。 扶養親族等申告書以外の届書、お手紙等は同封しないでください。
- ※2 法令上、受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします。 普通郵便で送付する場合に必要な切手代は「84円」(令和6年9月時点の金額。令和6年10月1日からは110円。) です。



【別添5-2】新規用

# 『令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

表 面

令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	
※令和7年分扶養親族等申告書をスマートフォン等 で電子申請により提出した場合は、本用紙の提出 は不要です。	
	提出年月日をご記入
提出年月日	ください。
99999 99999 9999	•
999999 999999 999999 下記の~@は該当なしの場合は記して要です。	☆公共間にてタケブミコ
	又結合棟に氏名をこ記入
氏名年金大郎	くにさい(押印は不要)。
電話番号         0.3-XXXX - XXXX           「退職所得を除いた」         地方税(個人住民税)控除のみ	電話番号をこ記人ください。
生年月日         昭和 31年 11月 30日         所得見種類で 要件に該当         4.寡婦         5.ひとり親	
3 本人所得 年間所得の見積額が900万円を超える 場合は右の欄にOをしてください。	
	🛛 🗛 欄から D 欄の事項を
	ご記入ください。
フリガナ ネンキン ハナコ 下記1.20どうかに該当の方は 右の欄にOをしてください。 1.普通 2.特別	3ページ、4ページを参照
氏名 年全 え子	ください。
2.65廠未満の場合、中金額小     108万円以下の方     ByBeteの有無     ByBeteの有無	
1.00         1.00         5.00         7.平           1.00         3.大         5.00         7.平         1.000         5.00         1.11         1.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
生年月日         年         月         日         うえで、上記金額から退職所得を除いた         退職所得を除いた         8         配偶者老人区分           32         5         5	申告書の裏面へ
32     32     3     3     3     3     5     5     5     5     5     5     5     5     6     6     6     6     6     6     6     6     6     6     6     6     6     6     6     6     6     6     6     7     6     7     6     7	
または扶養親族(16歳未満)※ 105 119 10 特定・老人の種別 2075年 10月8日の希知 20月8日の希知 20月8日の希知 20月8日の希知 20月8日の希知 20月8日の希知 20月8日の希知 20月8日の第一日の第二日の第二日の第二日の第二日の第二日の第二日の第二日の第二日の第二日の第二	
1.普通 氏名 な A コロ 「公平」9.5 日 「普通」 「同時」 (2.3)店 (48万円、 超 (48万円、 超 2.3)に 1.1 (1.1)店 (2.3)店 (48万円、 2.5)に 1.1 (1.1)店 (2.3)店 (2.3)に 1.1 (1.1)店 (2.3)に 1.1 (1.1)店 (2.3)に 1.1 (1.1)店 (2.3)に 1.1 (1.1)に 1.1 (1.	
日本	
22         2 <th2< th="">         2         <th2< th=""> <th2< th=""></th2<></th2<></th2<>	
変換         え、マ         7 その他         8 甥姪等         16 4 9         2.4時別         12.30歳未満 70歳以上         3.留学         退職所得あり           週間         8 甥姪等         6 第四         5 年38万円         3.留学         3.留学         3.留学         3.8日学         3	
(マイアペー)	
└──▶ 個人番号(マイナンハー)欄の説明	

⇒ 扶養親族等のマイナンバーをご記入ください。

※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。

※記入がない場合でも、記入のないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。

※記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、申告書裏面 14「摘要」欄に、該当者の 氏名および、お持ちでない旨とその理由をご記入ください。

# 【記入項目の説明】

# A 受給者

## 1 本人障害

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害の いずれかに〇をしてください。 また、申告書裏面 「摘要」欄に受給者の氏名、 障害手帳の種類(身体障害者手帳等。名称は正確に記入) と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。 障害を示す書類の提出は不要です。 詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

## 寡婦等

受給者が、寡婦・ひとり親に該当する場合は、 いずれかに〇をしてください。 寡婦・ひとり親を示す書類の提出は不要です。 詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

# 3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、 ○をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。



年間所得の計算方法等、 記入項目の詳細については、 日本年金機構ホームページ をご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\_fuyo.html

# B 控除対象となる配偶者

## 4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る) の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

## 5 配偶者の区分

配偶者の収入が年金のみで、記載している年金額以下 の場合は、上段に〇をしてください。 それ以外の場合は、(退職所得を含む)年間所得見積額 (収入金額から控除額を引いた金額。詳しくは日本年金 機構ホームページをご覧ください。)を中段に必ずご記 入ください(金額がマイナスの場合はゼロと記入)。

配偶者が退職手当を受ける見込みである場合、下段の 「退職所得あり」にOをしてください。そして退職所得額 を計算のうえ、退職所得を除く年間所得見積額をご記入 ください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧 ください。

## 6 配偶者障害

記入方法は ①をご覧ください。 配偶者が障害者に該当しても、<mark>所得見積額が48万円を</mark> <mark>超える場合</mark>は、障害者控除の対象外です。

## 7 同居等の区分

受給者または他の扶養親族と同居か別居のいずれかに ○をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面149「摘要」欄に別居している 方の氏名と住所をご記入ください。

配偶者が国外にお住まい(非居住者)である場合は、 「1.非居住者」にOをし、添付書類を同封して提出して ください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧 ください。

# 8 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「2.老人」に〇をしてください。 配偶者の所得見積額が48万円を超える場合は対象外です。 ※老人控除対象配偶者(70歳以上・昭和31年1月1日以前 に生まれた方)を「2.老人」と省略して記載しています。



扶養親族が国外にお住まい(非居住者)である場合は、

「国外居住」と該当する区分に〇をし、添付書類を同封

して提出してください。詳しくは日本年金機構ホーム

扶養親族の令和7年の年間所得見積額が48万円以下か、

扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合、下段の

48万円を超えるか、いずれかに〇をしてください。

48万円を超える場合は所得控除の対象外です。

ページをご覧ください。

13 年間所得の見積額

- が48万円以下の方が対象となります。
- ※1 16歳以上・平成22年1月1日以前に生まれた方
- ※2 16歳未満・扶養親族のうち、平成22年1月2日以降に 生まれた方

### 10 特定・老人の種別

該当項目に〇をしてください。

「1.特定」とは、平成15年1月2日から平成19年1月1日 までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。 「2.老人」とは、昭和31年1月1日以前に生まれた控除 対象扶養親族をいいます。

障害 6 をご覧ください。 ページをご覧ください。 欄 摘 耎

## 「退職所得あり」に〇をしてください。そして「退職所得を 除いた金額が48万円以下」に〇をしてください。48万円を 超える場合、〇は不要です。詳しくは日本年金機構ホーム

14 下記に該当する場合は、「摘要」欄に以下の内容をご記入ください。

1. 障害者	障害者に該当する方の氏名、身体障害者手帳等の名称、等級、交付日
2. 別居している 扶養親族等がいる	別居している方の氏名と住所
<ol> <li>3.他の方の扶養控除等申告書または扶養親族等申告書に記載される方がいる</li> </ol>	<ul> <li>受給者ご本人と生計を同じくする扶養親族の中で、ご本人以外の方が提出する給与の扶養 控除等申告書または公的年金の扶養親族等申告書に記載される方がいる場合は以下を ご記入ください。</li> <li>●ご本人以外の方が提出する扶養控除等申告書または扶養親族等申告書に記載される 扶養親族の氏名、受給者ご本人から見た続柄、生年月日、住所</li> <li>●上記の方を扶養親族として扶養控除等申告書または扶養親族等申告書を提出する方の 氏名、受給者ご本人から見た続柄、住所</li> </ul>